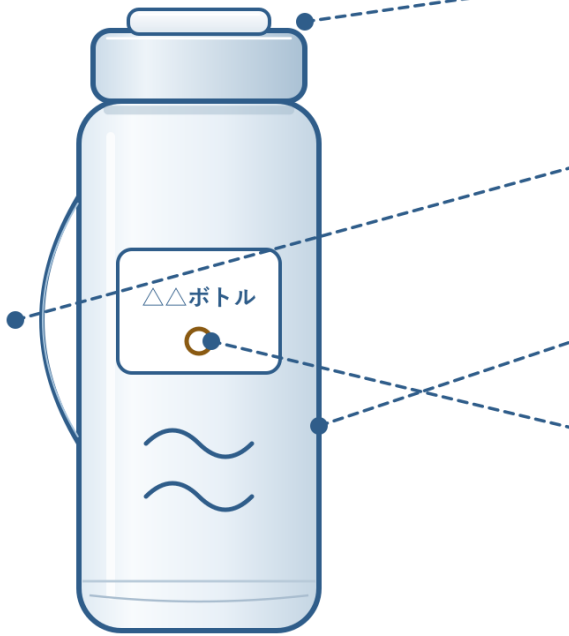
1つの製品にかかわる知的財産権

新しい水筒が売られるまでに、どのような権利がかかわっているのだろう

架空の新しい水筒



特許権　新しい「しくみ」（発明）
例：ワンタッチで開くふたのしくみ
期間：出願から20年

実用新案権　形や構造の小さな工夫（考案）
例：もちやすいとっての形
期間：出願から10年

意匠権　見た目のデザイン
例：全体の形と、波の模様
期間：出願から25年

商標権　商品の名前やマーク
例：「△△ボトル」の名前とマーク
期間：登録から10年（更新できる）

著作権　文章・写真・絵・音楽などの作品
例：説明書の文章、広告の写真、CMの音楽
期間：つくった人の死後70年（原則）

産業財産権
特許庁に出願し、
登録されると
生まれる権利

著作権
つくった時点で生まれる。
登録はいらない

知的財産権　人の知的な創作から生まれたものを、一定の期間守る権利。
守ることで、つくった人が報われ、新しい発明や作品が生まれやすくなる。
期間が過ぎたものや、許された範囲では、だれでも使える（保護と活用のバランス）。

※ 模式図。製品は架空。権利の期間は考え方の概要（2026年10月時点）で、例外がある。